

# ○河北郡市広域事務組合廃棄物処理施設管理規則

制定 平成18年4月1日 規則第1号

(目的)

**第1条** この規則は、河北郡市広域事務組合廃棄物処理施設設置条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第25号。以下「施設設置条例」という。）第2条に定める施設（以下「施設」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休業日及び使用時間)

**第2条** 施設の使用に供しない日（以下「休業日」という。）及び使用時間は、別表に定めるところによる。

2 施設の修理、清掃その他管理上支障があるときは、臨時に休業日を設けることができる。

3 理事会において必要があると認めるときは、休業日及び使用時間を変更することができる。

(使用料の納入方法)

**第3条** 河北郡市広域事務組合施設使用条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第23号。以下「使用条例」という。）第8条の規定による使用料は、施設を使用した際に納付しなければならない。

2 継続的に使用する者には、車輛登録カードを交付し、使用料を納入通知書により納付することができる。

(使用料の減免申請)

**第4条** 使用条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理施設使用料減免申請書（様式第1号）を理事会に提出しなければならない。

2 減免を行う基準は、次のとおりとする。

(1) 関係市町住民の団体若しくは個人が、自然環境又は環境保全若しくは美化のための奉仕活動に伴って発生する一般廃棄物を処理するときであって、関係市町を經由して申請するとき。

(2) 風水雪害又は火災等によって大量に発生する一般廃棄物を処理するときであって、関係市町を經由して申請するとき。

(3) その他理事会が認めるとき。

(委任)

**第5条** 施設設置条例第2条に定める河北郡市リサイクルプラザのプラザ棟に関する事項については、別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設の名称	休業日	使用時間
河北郡市浄化センター 河北郡市最終処分場	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで	午前8時30分から午後4時まで
河北郡市クリーンセンター 河北郡市リサイクルプラザ （プラザ棟を除く。）	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月31日	午前8時30分から午後4時まで、ただし、土曜日は午前8時30分から午後3時まで、12月30日は午前8時30分から午後0時まで

様式第1号（第4条関係）

廃棄物処理施設使用料減免申請書

申請日： 年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長

申請者住所

氏名（団体名）

次のとおり、施設使用料の減免を申請します。

1 使用日時	自	年	月	日	午前・午後	時	分
	至	年	月	日	午前・午後	時	分
2 使用施設	<input type="checkbox"/> 河北郡市浄化センター <input type="checkbox"/> 河北郡市クリーンセンター <input type="checkbox"/> 河北郡市リサイクルプラザ <input type="checkbox"/> 河北郡市最終処分場						
3 廃棄物の内容	(できるだけ詳しく記入してください。)						
4 減免の理由	<input type="checkbox"/> 自然環境又は環境保全若しくは美化のための奉仕活動 (活動場所： )						
	<input type="checkbox"/> 風水雪害又は火災等その他の災害 (災地： )						
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]						
5 運搬方法	1 自己搬入	最大積載量	トン	車	台	回	
	2 許可業者搬入	その他車輛(	)		台	回	
	業 者 名						
《経由市町合議欄》	備考 1 上記太線内を記入すること。 2 申請者は、本申請書を関係市町廃棄物担当課へ提出し、同課の合議を経た後組合へ申請すること。 3 搬入の際は、組合の関係条例、規則等を遵守すること。						